

スギ花粉発生源対策推進方針

平成 13 年 6 月 19 日 13 林整保第 31 号

林野庁長官より都道府県知事あて

最終改正 令和 6 年 4 月 3 日 5 林整森第 288 号

第 1 趣 旨

スギ花粉症については、その患者数が国民の約 4 割と推計されるなど社会的に大きな問題となっている。スギ花粉症はスギ花粉によって引き起こされるアレルギー症状であるが、その発症メカニズムについては、大気汚染等との関係を指摘する報告もあり、十分には解明されていない。

スギ花粉症対策については、令和 5 年 5 月 30 日に花粉症に関する関係閣僚会議において「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を 3 本柱とする「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和 6 年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。

また、令和 5 年 10 月 11 日に同会議において、全体像に基づき、初期の段階から集中的に実施すべき対応について、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられた。「発生源対策」については、10 年後には、花粉の発生源となるスギ人工林を約 2 割減少させること、将来的（約 30 年後）には花粉発生量の半減を目指し、「スギ人工林伐採重点区域」を設定し、スギ人工林の伐採・植替えを重点的に進めるとともに、伐採したスギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木（別紙「花粉の少ない品種（スギ・ヒノキ）の定義等について」参照）の生産拡大、林業の生産性向上や労働力の確保に集中的に取り組むこととしている。併せて、「飛散対策」として、スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を実施することとしている。

本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉の少ない森林への転換を進めるため、スギ人工林等を「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確立する。

本方針は、国、都道府県、市町村、森林・林業関係者等が一体となってスギ花粉発生源対策に取り組むことが重要であるとの観点から、関連施策の実施に当たっての技術的助言を定めるものである。

第 2 スギ花粉発生源対策の推進

スギ人工林の伐採・植替えを加速化し、スギ人工林の伐採を現状の約 5 万 ha/年から、令和 15 年度までに約 7 万 ha/年まで増加させる。このため、令和 15 年度までに、スギ材の需要を現在の 1,240 万 m³から 1,710 万 m³に拡大、花粉の少ないスギ苗木の我が国全体のスギ苗木の年間生産量に占める割合を現在の約 5 割から 9 割以上に引き上げ、林業労働力について現在と同程度確保することを目標に、都道府県及び市町村は、以下の花粉発生源対策に積極的に取り組むものとする。

併せて、都道府県が森林・林業・木材産業の振興に関する各種計画や方針を策定するに当たっては、花粉の少ないスギ苗木の生産目標等スギ花粉発生源対策推進に関する方針、目標、施策等についても位置づけスギ花粉発生源対策の計画的な実施を図るよう努めるものとする。

なお、ヒノキについても花粉の少ない森林への転換等を進めていくことが重要であり、その推進に当たっては本方針を参考に取り組みものとする。

1 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

(1) スギ人工林伐採重点区域の設定

都道府県は、国の補助事業等も活用しつつ、花粉発生源であるスギ人工林の伐採・植替えを効果的・集中的に実施するため、人口の多い都市部周辺において「スギ人工林伐採重点区域」を以下を参照し設定すること。なお、設定にあたっては、全国のスギ人工林の約2割が「スギ人工林伐採重点区域」の対象となるよう、林野庁と都道府県において調整を行うものとする。

① 県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50km圏内にあるまとまったスギ人工林のある森林の区域

② 上記のほか、スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める森林の区域

また、都道府県は「スギ人工林伐採重点区域」を設定した場合は、速やかに林野庁へ報告するものとする。なお、設定区域は都道府県が必要に応じて変更できるものとし、変更した場合は、その都度速やかに林野庁へ報告するものとする。林野庁は、報告を受けた「スギ人工林伐採重点区域」について、ウェブサイト等で公表する。

(2) 都道府県は、上記(1)で設定した「スギ人工林伐採重点区域」において、スギ人工林の伐採・植替えが集中的に実施されるよう、森林所有者、森林組合等の林業経営体、市町村等に対して協力を求めるとともに、林業経営体への森林の集約化や植替えへの支援に努めること。

2 スギ材需要の拡大

スギ材の需要拡大を図るには、スギ材を活用した木造建築物の着工面積の増加、住宅分野におけるスギ材製品への転換促進等を進めることが重要であることから、都道府県及び市町村は、設計・施工事業者等に対し建築物へのスギ材利用の促進を幅広く呼びかけるとともに、国民への理解の醸成を図るため普及活動に努めること。

3 花粉の少ない苗木の生産拡大

(1) 都道府県は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）等と連携を図りつつ、地域のニー

ズに応じた花粉の少ないスギ苗木の生産を進めるため、新たな無花粉スギ品種、少花粉スギ品種及び低花粉スギ品種の開発や特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成 20 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する特定母樹をいう。以下同じ。）の申請に努めること。

なお、無花粉スギ品種、少花粉スギ品種及び低花粉スギ品種の開発に際しては、開発品種の特性を科学的・統一的に評価し、都道府県を跨いだ利用の促進に資する観点から、都道府県は林木育種センターに開発品種の評価を申請するよう努めること。

また、引き続き、より花粉の少ない品種の開発等に努めること。

(2) 都道府県は、無花粉スギ品種、少花粉スギ品種及び低花粉スギ品種の開発や特定母樹の指定の状況、さらには需要の見通し等を踏まえて、花粉の少ないスギ苗木の供給量の増大を図るため、通常の採種（穂）園の造成・改良に加え、より短時間で種子生産が可能なミニチュア採種園や、外部花粉の侵入を防ぐ閉鎖型採種園の造成・改良とともに、効率的な育苗作業が期待できるコンテナ苗生産の推進に努めること。

なお、ミニチュア採種園、閉鎖型採種園、採種（穂）園の造成・改良に当たっては、より花粉の少ない優良種苗の生産を推進する観点に留意すること。

(3) 都道府県は、様々な機会を通じて、花粉の少ないスギ苗木の普及促進に努めるとともに、需給情報の共有を推進し、円滑な花粉の少ないスギ苗木の流通に配慮するよう努めること。

また、花粉の少ないスギ苗木の生産技術の普及と生産に向けた条件整備に配慮すること。

(4) 都道府県は、無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木の生産用種穂の採取地等が明らかな場合は、生産事業者及び配布事業者に対し以下のことを要請すること。

① 生産事業者表示票及び配布事業者表示票（以下「生産事業者表示票等」という。）に別紙に定める採取地の区分等を記載

② 無性繁殖（挿し木等）によって生産された場合は、林業種苗法施行規則（昭和 45 年農林省令第 40 号）第 21 条第 1 号に基づき、生産事業者表示票等の「銘柄」の欄に「品種名（無花粉）」、「品種名（少花粉）」、「品種名（低花粉）」と区分して記載

注：なお、採穂木の区分をせずに採穂・生産した場合は、花粉量の多い区分に分類することとする。

また、特定苗木（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 2 条第 4 項に規定する特定苗木）においては、林業種苗法施行規則第 21 条第 7 号に基づき生産事業者表示票等に表示するとともに、特定苗木の中でも無花粉品種、少花粉

品種及び低花粉品種に当たる場合は、上記①又は②に従い追記するよう要請すること。

- (5) 都道府県及び市町村は、苗木の供給体制を踏まえつつ、少花粉スギ等からなる展示林の造成や花粉の少ないスギ苗木の情報の森林所有者等への提供等により、花粉の少ないスギ苗木が植栽されるよう普及活動に努めること。

4 林業の生産性向上及び労働力の確保

都道府県及び市町村は、生産性向上と労働力の確保に向け、従来からの対策に加え、意欲ある木材加工業者等による高性能林業機械の導入、農業・建設業等の他産業、施業適期の異なる他地域や地域おこし協力隊との連携を進めること。

第3 飛散防止対策等の推進

1 スギ花粉の飛散防止剤の開発

スギ花粉の飛散防止剤の実用化に当たっては、飛散防止剤散布について、森林所有者や地域住民の理解増進を進めることが重要である。このため、都道府県及び市町村は、国が行うスギ花粉飛散防止剤の森林生態系等の影響に関する評価結果等を活用し、森林所有者等への情報提供等に努めること。

2 調査等の実施

スギ花粉の発生等に関する科学的・技術的な知見に基づく効果的なスギ花粉発生源対策を確立するためには、スギ花粉生産量予測技術の普及、スギ花粉発源地域の推定等に努めることが重要であることから、都道府県は、航空レーザ計測等の実施による森林資源情報の高度化に努めるとともに、これらに関して国が行う調査の実施に当たっては、試験研究機関、林業普及指導員等による技術援助、情報提供等をより積極的に行うこと。

3 普及啓発活動の推進

これまでの森林整備等の経緯等を含め、スギ花粉発生源対策の取組状況等について、国民の一層の理解を得るよう普及啓発活動を進めることが重要であることから、都道府県及び市町村においては、各種イベントや地域の協議会活動等の場を活用して、スギ花粉発生源対策に係る取組等を紹介し、普及啓発活動に努めるとともに、都市住民や企業等の参加による花粉の少ない森林づくり活動の推進に努めること。

(別紙)

花粉の少ない品種（スギ・ヒノキ）の定義等について

1 花粉の少ない品種と苗木の定義

花粉の少ない品種とは、林木育種センターが以下の基準により開発したもの及び花粉の生産に関する特性が以下の基準と同程度のものとして都道府県が認めたものであって、林業用種苗としての特性が以下の基準を満たすものに加え、特定母樹をいう。また、花粉の少ない苗木とは、花粉の少ない品種から採取された種穂から育成された苗木をいう。

(1) 無花粉スギ品種

花粉を全く生産しない特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア 花粉を全く生産しない特性については、原則 2 開花期以上のクローン検定により、花粉を全く生産しない特性を有すると評価できるもの。ただし、富山不稔 1 号、はるよこい、爽春等、花粉を全く生産しない特性に係る遺伝様式及び評価方法が判明している無花粉スギ品種との交配等により育成する場合にあっては、1 開花期以上のクローン検定によるものとする。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等に関して良好な特性を有すると評価できるもの。

(2) 少花粉スギ品種

平年では雄花が全く着かないか、又は極めて僅かしか着かず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を生産しない特性（花粉生産量が一般的なスギに比べ約 1 % 以下）及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア ほとんど花粉を生産しない特性については、別記 1 「雄花着花性に関する特性調査要領（スギ）」に従って着花調査を行い、原則として、自然着花調査（絶対評価）での総合評価値が 1.1 以下の評点となったもの、またはジベレリン処理による調査（相対評価）で従来の少花粉品種と比較し、雄花着花性が同程度以下となったもの。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等に関して良好な特性を有すると評価できるもの。

(3) 低花粉スギ品種

雄花の着花性が相当程度低い特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア 雄花の着花性が相当程度低い特性については、別記1「雄花着花性に関する特性調査要領（スギ）」に従って着花調査を行い、原則として、自然着花調査（絶対評価）での総合評価値が1.3以下の評点となったもの、またはジベレリン処理による調査（相対評価）で従来の低花粉品種と比較し、雄花着花性が同程度以下となったもの。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等に関して良好な特性を有すると評価できるもの。

（4）無花粉ヒノキ品種

花粉を全く生産しない特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア 花粉を全く生産しない特性については、原則2開花期以上のクローン検定により、花粉を全く生産しない特性を有すると評価できるもの。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等に関して良好な特性を有すると評価できるもの。

（5）少花粉ヒノキ品種

平年では雄花が全く着かないか、又は極めて僅かしか着かず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を生産しない特性及び林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア ほとんど花粉を生産しない特性については、別記2「雄花着花性に関する特性調査要領（ヒノキ）」に従って着花調査を行い、自然着花で平年では雄花を着けないか、又は極めて僅かであり、かつ原則としてジベレリン処理後の総合評価値で2.2以下の評点となったもの。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等に関して良好な特性を有すると評価できるもの。

2 花粉の少ない苗木生産用種穂の採取地等の区分

花粉の少ない苗木生産用種穂の採取地等の区分とは、林木育種センター、都道府県又は林業に関する試験研究を行う地方独立行政法人等の指導の下に設定・改良された下記の採種園、採穂園、採種木又は採穂木をいう。

（1）採種園

ア 無花粉スギ・ヒノキ採種園

無花粉品種、無花粉遺伝子を有する品種（注1）又は優良形質を有する精英樹等を用いて改良された無花粉個体（注2）を採種木とし、無花粉遺伝子を有する品種であって採種木とは由来の異なるもの又は優良形質を有する精英樹等を用いて改良された無花粉遺伝子を有する個体であって採種木とは由来の異なるものを花粉親とする採種園

なお、無花粉スギ・ヒノキ採種園から採取された種子によって生産される苗木の中で花粉の少ない苗木（無花粉苗木）となるのは、雄花から花粉が出ないことを確認済みの苗木に限る。

イ 少花粉スギ・ヒノキ採種園

少花粉品種の採種木のみで構成された採種園

ウ 低花粉スギ採種園

低花粉スギ品種のみ、又は低花粉スギ品種と少花粉スギ品種の採種木で構成された採種園

エ スギ・ヒノキ特定母樹採種園

特定母樹の採種木のみで構成された採種園

（2）採種木

ア 無花粉スギ・ヒノキ採種木

無花粉品種、無花粉遺伝子を有する品種又は優良形質を有する精英樹等を用いて改良された無花粉個体の採種木（無花粉遺伝子を有する品種であって採種木とは由来の異なるもの又は優良形質を有する精英樹等を用いて改良された無花粉遺伝子を有する個体であって採種木とは由来の異なるものを花粉親として、人工交配により、種子を採取するものに限る。）

なお、無花粉スギ・ヒノキ採種木から採取された種子によって生産される苗木の中で、雄花から花粉が出ないことを確認済みの苗木に限る。

イ 少花粉スギ・ヒノキ採種木

少花粉品種間の人工交配により種子を採取することを目的とした採種木

ウ 低花粉スギ採種木

低花粉品種間又は少花粉品種と低花粉品種の人工交配により種子を採取することを目的とした採種木

エ スギ・ヒノキ特定母樹採種木

特定母樹間の人工交配により種子を採取することを目的とした採種木

オ 実生次代検定済み少花粉スギ採種木

少花粉スギ品種とスギ精英樹等により構成された採種園内の少花粉スギ品種の採種木であり、かつ、その採種木の実生後代の雄花着花が、都道府県等による検定の結果、低花粉スギ品種と同程度以下であると評価できる当該

少花粉スギ品種の採種木

(3) 採穂園

無花粉採穂園とは無花粉品種の採穂木により構成された採穂園、少花粉採穂園とは少花粉品種の採穂木により構成された採穂園、低花粉採穂園とは低花粉品種の採穂木により構成された採穂園、特定母樹採穂園とは特定母樹の採穂木により構成された採穂園

(4) 採穂木

無花粉採穂木とは無花粉品種の採穂木、少花粉採穂木とは少花粉品種の採穂木、低花粉採穂木とは低花粉品種の採穂木、特定母樹採穂木とは特定母樹の採穂木

(注1) 無花粉遺伝子を有する品種とは以下のものをいう。

花粉は生産するが、劣性の無花粉遺伝子をヘテロで保有し、林業用種苗として適した特性を有するもの。

具体的には、次のとおりである。

ア 劣性の無花粉遺伝子をヘテロで保有する特性については、無花粉のスギ等との人工交配により得られた個体の集団から、一定の割合で無花粉のスギが得られることが検定により確認されたもの。

イ 林業用種苗として適した特性については、複数箇所における継続した検定により、成長や通直性等の対象とする特性を有すると評価できるもの。

(注2) 優良形質を有する精英樹等を用いて改良された無花粉個体とは、優良形質を有する精英樹等を親として、交配により得られた個体群の中から優良なものを選抜し、かつ検定を進めている無花粉個体をいう。

3 内容変更の手続き等

別紙及び別記1・2で定める内容を変更する場合は、専門的見地から助言を受けるため、有識者から構成される検討会を開催するものとする。ただし、軽微な変更については、有識者の意見の聴取で足りることとする。

(別記1)

雄花着花性に関する特性調査要領 (スギ)

スギの雄花着花性に関する特性調査については、原則以下の調査方法において行う。

1 自然着花調査 (絶対評価) の場合

[調査対象林分]

調査対象の各系統について、原則複数ヵ所の15年次以上の検定林等とする。

[調査対象木]

調査対象の検定林等において、原則として、1ヵ所の検定林等で3ブロックを対象とし、1ブロック当たり1系統につき5個体を選木し、調査対象木とすること。選木に当たっては、病虫害等の被害木は避けること。

[調査期間]

調査期間は、原則5年以上とする。

[調査項目]

調査対象木ごとの樹齢、樹高、胸高直径、雄花着生量、病虫害等の被害状況の有無、調査対象林分ごとの地況等

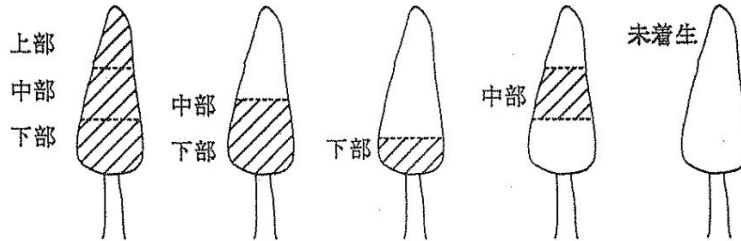
[調査方法]

- ① 調査を行う個体の樹冠を上部、中部、下部に区分する。
- ② 樹冠のそれぞれの部位について下図を参考に目視により、雄花の着生している枝の割合を以下の基準で5段階に区分する。
4 : 3/4 以上、3 : 1/2 以上 3/4 未満、2 : 1/4 以上 1/2 未満、1 : 1/4 未満、0 : なし
- ③ 樹冠のそれぞれの部位について、1枝当たりの雄花の着花数を以下の基準で4段階に区分する。
3 : 100 穂以上、2 : 10 穂以上 100 穂未満、1 : 10 穂未満、0 : 着生なし
- ④ 雄花着生枝の割合と枝当たりの雄花着生数の指数を個体ごとに集計し、次の基準で5段階の総合指数値に区分する。

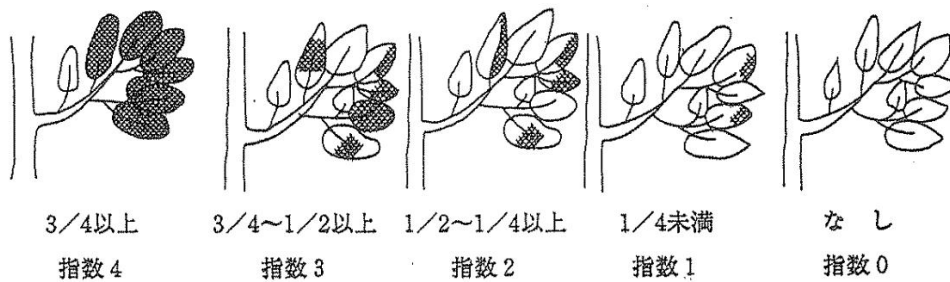
総合指数	着生割合合計	着生数合計
5	: 12 ~ 10	9 ~ 8
4	: 9 ~ 7	7 ~ 5
3	: 6 ~ 4	4 ~ 3
2	: 3 ~ 1	2 ~ 1
1	: 0	0

注) 個体毎の着生割合、着生数のそれぞれの合計値から区分される総合指数は、通常同じ指数値となる。仮に同じ指数値とならなかった場合は、それぞれの合計値から区分される総合指数のうち、小さい方の値を用いることとする。

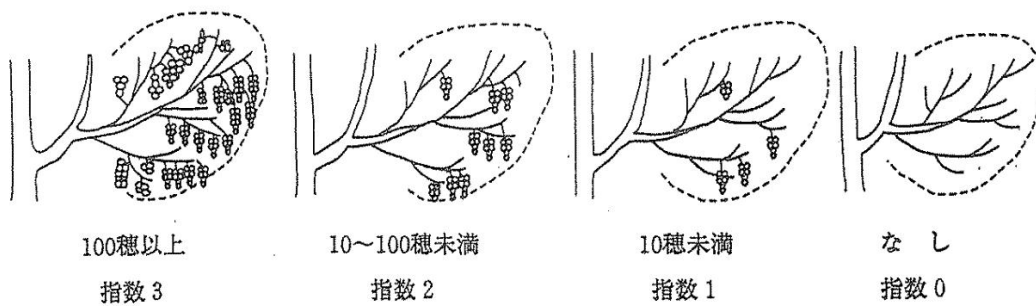
(1) 雄花の着生部位



(2) 雄花の着生している枝の割合：2次枝、3次枝について評価する



(3) 1枝当りの着生数：1枝当りの雄花の(穂)房の数について評価する



[調査結果のとりまとめ]

調査結果については、単木毎算出した総合指数から、各系統についてブロック当たりの総合指数の平均値を算出し、さらに各系統毎に検定林等当たりの総合的な評価値を算出する。

2 ジベレリン処理による調査（相対評価）の場合

〔調査対象林分〕

調査対象の各系統において、原則複数ヵ所の採種園等とする。

〔調査対象木〕

調査対象の各系統及び対照系統において、原則として、3成長期以上経過しており、樹高が2 m以上あるいは胸高直径が3 cm以上の2個体以上について、ジベレリンによる着花促進したものとする。調査対象の各系統と対照系統の樹齢は同程度とすることを基本とするが、樹齢の違いを解析により補正可能な調査設計の場合には樹齢が異なる対照系統を用いることができるものとする。対照系統は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領（平成21年6月25日付け21森林林育第83号）で定める品種とし、選木に当たっては、病虫害等の被害木は避けること。

〔調査回数〕

調査回数は、1ヵ所で1年間の調査を1回とし原則合計5回以上とする。ただし、1ヵ所以上において複数年の調査を実施することとし、雄花着花状況が不作年のみの調査とならないようにすること。

（例示）3ヵ所を2年調査（6回調査）、2ヵ所を2年及び1ヵ所を1年調査（5回調査）

〔調査項目〕

調査対象木ごとの樹齢、樹高、胸高直径、雄花着生量、病虫害等の被害状況の有無、調査対象林分ごとの地況等

〔ジベレリンによる着花促進処理の方法〕

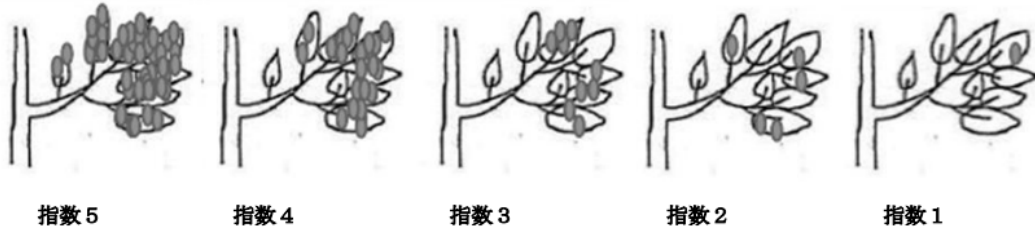
系統ごとに、健全な生育をし、枝がほぼ均等に着生している個体を原則としてクローン当たり2個体以上選木し、1個体当たり一次枝3枝についてジベレリン処理を行う。ジベレリン処理する枝は、陽当たりがよく健全で葉量がほぼ同じ充実した一次枝を選定する。

ジベレリン処理に当たっては、ジベレリン濃度100ppmの水溶液を用いて、葉を含む枝を十分浸漬または噴霧処理する。

〔調査方法〕

調査を行う個体ごとに、原則として、処理をした3枝について、下図を参考に1枝当たりの雄花着生の範囲と総量を目視により、次の基準で5段階に区分する。

指数	雄花の着生状況
5	雄花の着生範囲が広く、着生量が非常に多い
4	雄花の着生範囲が広く、着生量が多い
3	雄花の着生範囲、着生量とも中程度
2	雄花の着生範囲が狭く、着生量が少ない
1	雄花の着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない



[調査結果のとりまとめ]

調査結果を単木ごとに取りまとめ、系統毎に集計し、対照系統と比較する。

(別記2)

雄花着花性に関する特性調査要領 (ヒノキ)

ヒノキの雄花着花性に関する特性調査については、原則以下の調査方法において行う。

[調査対象林分]

調査対象の各系統について、原則複数カ所の採種園等とする。

[調査対象木]

調査対象の各系統について、原則として、3個体以上のジベレリンによる着花促進したものと自然状態の1個体以上を調査対象木とすること。選木に当たっては、病虫害等の被害木は避けること。

[調査回数]

調査回数は1箇所1年間の調査を1回としてカウントする。複数の調査地のうち、1箇所の調査地においては5回以上、その他の調査地においては3回以上調査することとし、全箇所においてのべ10回以上調査することとする。ただし、2箇所目以降の各調査地において調査回数を4回以下とする場合には、雄花着花状況が平年並みの水準より多い年を含むこととする。

(例示) ① 2箇所それぞれ5回の計10回、② 1箇所目で5回調査、2箇所目で3回、3箇所目で3回の計11回、③ 1箇所目で7回、2箇所目で3回の計10回。
調査期間は、原則5年以上とする。

[調査項目]

調査対象木ごとの樹齢、樹高、胸高直径、雄花着生量、病虫害等の被害状況の有無、調査対象林分ごとの地況等

[ジベレリンによる着花促進処理の方法]

系統ごとに、健全な生育をし、枝がほぼ均等に着生している個体を原則として3本選木する。

1個体当たり3枝についてジベレリン処理を行う。ジベレリン処理する枝は、健全で葉量がほぼ同じ一次枝を選定する。

ジベレリン処理に当たっては、セルロースグリコール酸ナトリウム(CMC)で団子にした2.5mgのジベレリンもしくはこれと同等程度のジベレリンペーストを、1次枝の直径2cm当たり1塊を埋包処理する。

ジベレリン処理をしない自然状態での雄花の着生を調査する個体については、健全で葉量がほぼ同じ一次枝を3枝選定する。

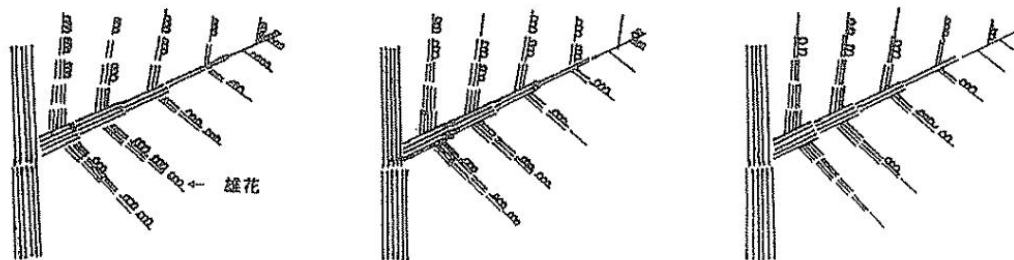
〔調査方法〕

調査を行う個体ごとに、処理をした3枝及び無処理のものの3枝のそれぞれについて、下図を参考に1枝当たりの雄花着生の範囲と総量を目視により、次の基準で5段階に区分する。

指数	雄花の着生状況
5	雄花の着生範囲が広く、着生量が非常に多い
4	雄花の着生範囲が広く、着生量が多い
3	雄花の着生範囲、着生量とも中程度
2	雄花の着生範囲が狭く、着生量が少ない
1	雄花の着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない

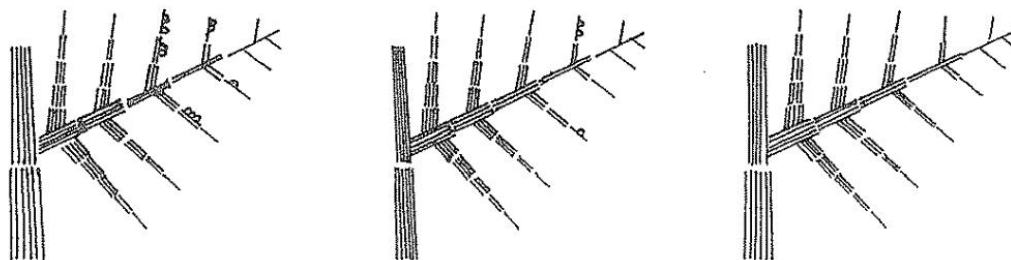
注) 雄花の着生範囲が広く着生量が少ないものや、雄花の着生範囲が狭く着生量が多いものは、1次枝全体の雄花の総量で判断する。

指数5 着生範囲が広く、着生量が非常に多い。 指数4 着生範囲が広く、着生量が多い。 指数3 着生範囲、着生量とも中程度。



指数2 着生範囲が狭く、着生量が少ない。

指数1 着生範囲、着生量とも非常に少ないか、全くない。



〔調査結果のとりまとめ〕

調査結果を単木ごとに取りまとめ、系統毎に集計し、総合的な評価値を算出する。